

電子入札の導入について

1 導入の目的

いままで、入札参加者の移動時間と労力を要していた設計図書の閲覧、入札参加申込み及び入札など、一連の入札行為を、秋田県の電子入札システムに参加し電子入札により実施することで、入札事務の簡素化、効率化を図るとともに、一層の透明性、公平性を確保しようとするものです。

2 これまでとの変更点

対象となる 入札案件	「建設工事」・「測量及び建設コンサルタント等業務」 ※ 秋田県の入札参加資格名簿で格付がない工種も対象となります。 ※ 基本的に地域要件が市内業者に設定された案件を対象とします。 ※ 物品調達や役務提供等の入札については、これまでどおり紙による入札を行います。
電子入札システムで入札できる業者	これまで北秋田市の入札参加資格の登録業者であっても、秋田県の登録業者のみが利用可能でしたが、システム改修により市のみ登録の業者であっても利用が可能となります。
開始時期	令和3年4月以降に入札公告する案件から開始します。

3 電子入札のながれ【別紙を参照】

4 電子入札システムを利用して入札するには

(1) 必要な手続き

- ①北秋田市の入札参加資格者名簿の登録
- ②市入札参加資格審査申請時に、秋田県登録の有無を回答
(県登録がない業者を市町村独自格付業者として登録します)
- ③電子認証局が発行するICカードの購入手続き【参考資料を参照】
- ④秋田県電子入札システムの利用者登録【参考資料を参照】

(2) 準備が必要なもの【参考資料を参照】

- ①パソコン、ICカードリーダー等のハードウェア
- ②インターネット接続
- ③ウィンドウズ10、インターネットエクスプローラー11等のソフトウェア

(3) 市の発注区分

市の入札に応札可能な業者は市の登録格付に適合する業者であり、県登録の格付け区分は関係ありません。

【例】市の入札の要件	北秋田市の登録	参加可否	(参考) 秋田県の登録
北秋田市入札参加資格者名簿に登録があるもののうち「 <u>建築一式</u> 」の格付等級A級である市内に本社を有する業者	建築一式(A)	○	※左記の場合、県登録が他工種・別格付であっても参加できます。 建築一式(B)、一般土木(C)、電気(A)など
	建築一式(B) 一般土木(A)	×	※左記の場合、県登録が同じ工種・格付であっても参加できません。 建築一式(A)